

貸付金及び立替金償還猶予申請書				※ 互 助 組 合 受 付 印	
氏 名 個人コード		学 校 名 学校コード			
休業・休職により無給となる期間、貸付金及び物資購入資金立替金の償還猶予を規程・要領の定めを承知のうえ申請します。 また、償還猶予金額は、償還猶予期間終了後、規程・要領により猶予された期間の範囲内で償還します。 年 月 日 学 校 名 _____ 申請者 氏 名 _____ (印) 一般社団法人 京都府教職員互助組合理事長 様					
休業・休職についての報告書					
休業・休職の事由 (右の番号に○を)		1. 育児休業の承認を受ける 2. 1か月以上の期間、介護欠勤又は介護休暇の承認を受ける 3. 負傷又は疾病により休職する 4. 大学院修学休業の承認を受ける 5. 自己啓発等休業の承認を受ける 6. 配偶者同行休業の承認を受ける			
休業・休職で無給となる期間 (延長・短縮の場合は当初の期間を記入)		年 月 日 ～ 年 月 日			
延長の場合	年 月 日まで延長	短縮の場合	年 月 日に復職 から産前休		
申請者の休業・休職について、上記のとおり報告します。 年 月 日 互助組合学校代表者氏名 _____ 之 代 学 互 表 助 組 印 者 校 合					
※猶予決定期間		年 月 年 月	備 考		

▼学校コード及び個人コード印を使用してください。

▼期間延長・短縮の場合は、再提出してください。「休業・休職期間変更についての報告書」(第51号・第54号様式-B)の提出でも可。

※印以外はすべてご記入ください。

※部長

※係

<償還猶予を受ける上での注意点>

- ・猶予を希望する月の前月の20日までに提出してください。(延長の場合も同じです)
- ・償還猶予期間中は、新たな貸付(借替含む)・物資購入資金立替を受けることはできません。(新たに貸付・立替を受ける場合、既貸付金・立替金を一括返済する必要があります)